

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和4年度わかやま移住プロモーション事業

2 業務目的

本業務は、コロナ禍において新しいライフスタイルや地方に対する関心の高まりが注目される中で、農林水産業の担い手としての移住や転職なき移住など新たな移住者層をメインターゲットに加え本県の移住地としての魅力を発信することで、都市圏在住者等に対する和歌山県（以下「県」という。）の移住先としての認知度向上及び移住促進を目的とする。

3 本業務における主なターゲット

本事業におけるプロモーションのターゲット層は、次の項目にあげるものを想定し事業を実施すること。

(1) 個人移住者

田舎暮らしに憧れを持ち、地方移住を検討している者

(2) 農林水産業の担い手

後継者不足が課題となっている農林水産業の新たな担い手となる者

(3) 転職なき移住者

東京圏に立地する企業などに勤めたまま地方に移住して地方で仕事する者

4 本業務の委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 本業務の目標

(1) 目標数値

項目	目標年間数値
和歌山移住ポータルサイト 「WAKAYAMA LIFE」（以下「HP」という）	新規ユーザー数 300,000 セッション数 400,000
プロモーション動画再生回数	10,000回
イベント参加者数（オンライン含む）	1,000名

(2) 令和4年度事業方針について

①HPの更なる利便性向上

HPを改修し、移住先を検討する際に役立つ情報を迅速かつ的確にHP閲覧者に届けることでサイトの更なる利便性向上を図る。

- ア 空き家バンクページのリニューアル
- イ HP情報提供機能の充実

②本県の移住ターゲット層を軸としたプロモーション活動の展開

「3 本業務における主なターゲット」に対して効果的なプロモーション活動が展開できるように、イベントの開催やPRツールの制作などを実施する。

6 本業務の範囲

(1) HPの改修・保守運営

①HP改修業務

- ア 空き家バンクページのリニューアル

<目的>

空き家等の掲載情報の充実を図るとともに、土地勘がなく地域との繋がりもまだ少ない移住希望者が住まい情報を検索・問い合わせをしやすいように、各種必要となる情報を一元的に発信する住まいポータルページへとリニューアルを行うことを目的とする。

<改修項目>

- [1]既存の県及び市町村が運営する空き家物件情報に加えて、(公財)和歌山県宅地建物取引業協会のウェブサイトに掲載される物件情報との連携も可能とすること。
- [2]各市町村及び宅地建物取引業者の紹介ページを新たに設けること。なお、当該情報は、掲載物件に記載する問い合わせ先とリンクするように設定すること。
- [3]掲載物件は、3分類程度(受付中、交渉中、契約済等)で現在の対応状況が分かるように表示する機能や、掲載物件ごとに県の空き家補助金(改修、片付け、建物調査)の利用可否が分かるような機能追加を行うこと。
- [4]移住希望者が検索しやすいように上記[3]を含めた検索項目の整理を行い、掲載物件及び各市町村・事業者の所在地なども地図データを活用して検索しやすく分かりやすい画面構成とするなど、機能の充実を図ること。
- [5]空き家バンク登録・利用に関する申請、掲載物件への問い合わせなどがウェブ上で行える機能を充実させること。
- [6]その他、他地域の先行した事例を参考に、上記<目的>に沿った改修を行うこと。

<操作マニュアルの作成>

業務フローと関連づけて初心者にも理解できるよう、画面のスクリーンショットなどを交え、わかりやすい表現で記載すること。

イ 情報提供機能の充実

<目的>

移住を検討するにあたって必要な情報（市町村の移住支援制度等）の充実を図るとともに、各種検索機能や支援制度の早見表を新たに設け、移住希望者が目的としている情報をウェブ上で簡単に発見できるようリニューアルを行うことを目的とする。

<改修項目>

[1] 充実した市町村紹介ページの作成

- ・写真等を活用し、わかりやすく見やすい市町村紹介ページを作成すること。

【想定する掲載内容】

市町村概要、学校・病院・スーパー等の主要施設、その他暮らしに役立つ情報、仕事や暮らしを支援する自治体（市町村、県、国）の支援制度など

[2] 市町村移住支援制度検索（別紙1参照）

- ・項目別（仕事・住まい・子育て・福祉・移住）、地域別（3地域・30市町村）及びキーワードによる絞り込み検索機能
- ・地域別絞り込み検索については、県内市町村の位置が分かるよう地図を活用すること。
- ・検索結果がサイト上に一覧で表示されること。

[3] 市町村支援制度早見表

- ・縦軸を「市町村」、横軸を「支援項目（仕事・住まい・子育て・福祉・移住）」とし、各市町村の支援制度の有無が分かる早見表を作成すること。
- ・各市町村で該当する移住支援制度がある場合、それぞれにリンクを設定し、上記[1]の市町村紹介ページにおける該当支援制度記載部分にアクセスできること。

ウ 新規ページの作成

<地域おこし協力隊に関する魅力発信>

都市圏在住者等に対し、本県において地域おこし協力隊の活動に取り組む魅力・情報を発信するページのレイアウト・デザインを設計の上、作成すること。

【想定する掲載内容】

地域おこし協力隊の概要、県内の協力隊募集状況、協力隊の取材記事、プロモーション動画など

※協力隊の取材記事および動画掲載に必要な情報およびデータについては県より提供するものとする。

<その他特集ページ>

更なる移住促進につなげるため、必要に応じてその他本県施策に関するページを作成すること。なお、作成にあたっては、県と協議の上、内容等について決定

し予算の範囲内で実施すること。

エ わかやま移住定住支援センター設置に伴う修正作業

わかやま移住定住支援センター設置（令和4年6月1日運営開始予定）に伴う必要な修正（問い合わせ先の名称変更、項目の削除等）を実施すること。

なお、新センターに関する内容については、以下を参照すること。

- ・「『わかやま移住定住支援センター運営事業』業務委託プロポーザルに係る公募について」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/d00209640.html>)

オ サイトの更新作業について

上記ア～ウの業務について、契約後すみやかに着手し、改修業務が完了次第、随時サイトを更新すること。

カ その他

その他改修すべき項目が発生した場合は、県と協議の上、決定すること。

②HP保守運用（サイト構成については別紙2参照）

ア HPの修正・更新作業（随時：年間60回程度、作業は一両日中に行うこと。ページデザインのリニューアル可。）

イ レンタルサーバへの構築をするものとし、サーバについては、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする（I SMS、プライバシーマーク等）。また、24時間監視のレンタルサーバとし、必要となる費用は全て調達に含むこと。

ウ サーバは、SSL/TLSを実装し、SSLサーバ証明書を発行すること。

エ サーバの設置場所は、日本国内であること。

オ メンテナンス時間を除き24時間365日稼働すること。また障害が発生した際には県と協議の上、迅速な対応を進めること。

カ 短期間でサポート切れになるOS、ミドルウェア、ソフトウェア、その他ツールは可能な限り使用しないこと。

キ 保守性、可用性、拡張性に優れたシステムとなるよう設計すること。

ク キーワード検索への上位に表示されるようSEO対策を実施すること。

ケ サイトで提供する情報は、インターネットで高速かつ安定した提供を可能とすること。

コ 利用者の閲覧ブラウザはEdge、Google Chrome、Firefox、Safari等の最新版、OS（バージョン）はWindows（8.x、10、11）、Mac OSX（最新バージョン）、iOS（12.0以上）、Android（8.0以上）に対応していること。また、これらに対してすべての環境での動作確認を実施すること。

- サ 契約満了後、全コンテンツデータを提供するなど、次期システムへの円滑な移行を支援すること。次年度以降も同じドメインを使用してレンタルサーバの契約が結べること。
- シ その他HPの改良案（ユーザーニーズに的確に対応できるデザインやレイアウトの作成及びコンテンツ内容等の見直し）を提案し実施すること。
- ス 県加入のソフトバンクWi-Fiスポット等の管理

③効果測定およびデータ分析

HPへのサイトアクセス状況およびその分析結果について四半期ごとに報告すること。

(2) 移住プロモーション動画の制作

①業務内容

暮らしに関する指標などを用いた和歌山県全体の紹介、海・山・街の暮らしなどのテーマに即した和歌山に移住する魅力を伝える動画を作成すること。なお、都市圏在住者等が和歌山の暮らしに関する基本的な知識や理解を深められ、かつ、移住意欲を掻き立てる内容とすること。

②動画規格

制作するプロモーション動画の種類は以下のとおりとする。

ア メイン動画

上記「①業務内容」を基に各種テーマを盛り込んだメイン動画を制作すること。

映像時間：10分以内

制作本数：1本以上

想定媒体：HPやYouTubeなど

イ テーマ別動画

上記アで制作した動画をテーマ別に分割した動画を制作すること。

映像時間：1分30秒以内

制作本数：5本以上

想定媒体：イベント（セミナー、相談会）での配信など

ウ SNS配信用動画

上記アで制作した動画をSNSでの配信を想定し編集した動画を制作すること。

映像時間：15秒程度

制作本数：30本程度

想定媒体：SNS（Instagram、Facebook、Twitter、LINE）、YouTube

③留意事項

ア 制作にあたっては、新規撮影を原則とする（アニメーション使用可）。

- イ 視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。
- ウ 本業務では、この動画を通して初めて本県の概要を知ること狙いとしており、「3 本業務における主なターゲット」に訴求する各移住者を取材対象とした動画は別事業で制作することとする。
- エ 必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、受託者において行うこと。
- オ 出演者を起用する場合は、権利処理等の手続を受託者が実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること。
- カ 期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）できることとする。
- キ 本県に移住する魅力を広くPRすることを目的に二次利用する場合がある。
- ク 受託者の承諾を得た場合に限り、本県に移住する魅力を広くPRすることを目的に、成果物を加工・編集できることとする。
- ケ 本県が認めた第三者が、本県に移住する魅力を広くPRするため、成果物を利用する場合がある。

(3) 移住イベントの企画運営・実施

①企画・運営

「3 本業務における主なターゲット」を踏まえたテーマを設定の上、本県への移住が魅力的かつ効果的に伝わる企画・内容を提案し調整すること。なお、イベントの実施については、県に承認を得た上で実施することとし、開催場所や実施回数等は下記（表1）を参考とすること。

②広報

イベント集客のため、効果的な広報を実施すること。なお、SNSでのイベント情報配信を前提とし、イベントイメージやサムネイル画像などのPRツールを作成すること。

③アンケートの実施

イベント効果が測定できるように参加者へのアンケートを実施すること。

（表1）

イベント 種別・場所	場所 ※会場使用料	開催日・回数等	実施方法
移住相談会・セミナー (東京)	ふるさと回帰支援センター セミナールーム ※5回まで原則無料	5回以上	対面および オンライン
移住相談会・セミナー (大阪)	大阪ふるさと暮らし情報 センター イベント会場 ※3回目まで原則無料	3回以上	対面

移住フェア（東京）	東京交通会館12階カトレアサロンA ※東京交通会館HP参照	令和4年 10月30日（日）	対面および オンライン
-----------	----------------------------------	-------------------	----------------

※具体的な開催日程、実施回数や実施方法については、県と協議の上、決定すること。

※イベント実施にあたり会場使用料が発生する場合は受託者が負担すること。

（4）他主催イベントへの出展

本県以外が主催する全国規模の移住関連フェアにブース出展すること。

- ア 出展数は、原則1ブースとすること。
- イ ブースでの移住相談対応は原則として県が行う。
- ウ 特に指定のない限り、ゲストスピーカーは予定しない。
- エ 出展予定イベントは以下のとおり。

【東京開催】

- ・「東海・近畿エリア合同移住イベント」（令和4年6月11日開催予定）
- ・「ふるさと回帰フェア」（令和4年9月25日開催予定）

【大阪開催】

- ・「おいでや!!いなか暮らしフェア」（令和4年7月31日開催予定）
- ・「イナコレ」（令和4年11月23日開催予定）

- オ その他主催のイベントへの出展については、地方移住との親和性などを考慮して提案し、県と協議の上、決定すること。

（5）移住パンフレット

①既存パンフレットの更新

わかやま移住定住支援センター設置（令和4年6月1日運営開始予定）等に伴う修正を含めたパンフレットの更新を行うこと。

なお、データは県から提供する。また市町村情報等についても原則として県からデータを提供する。また、作成にあたってはHPとの整合を図り、更新が完了次第、HPに掲載すること。

②パンフレットの改定

「3 本業務における主なターゲット」に対する効果的なPRが実施できるように内容とデザインのリニューアルを行うこと。

（6）その他プロモーション活動

上記業務（1）～（5）と合わせて、ロゴマークを使ったPRなど本県の移住先としてのブランド力・魅力度向上につながるより効果的なプロモーションについて実施すること。

7 納入について

(1) 移住プロモーション動画

①納品物

ア 再生用DVD 5枚

チャプター別に再生が可能であること（コピーガードなし）。

イ ウェブアップロード用電子媒体

フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データ、テキストデータ、その他、動画作品に使用した全データを納めた電子媒体 一式

②納 期

令和4年9月30日（金）

(2) パンフレット

①パンフレットの更新（「6 本業務の範囲」(5) ①）

ア 納品物

・電子データ 1式

（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ）

・印刷物 5,000部程度

※各関係機関（最大100か所程度）への配送費含む

イ 納 期

令和4年5月31日（火）

②パンフレットの改定（「6 本業務の範囲」(5) ②）

ア 納品物

・電子データ 1式

（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ）

イ 納 期

令和5年3月31日（金）

(3) 実施報告書

① HPアクセス解析レポート

HPへのアクセス状況等を踏まえ、WEBを通じた移住プロモーションの結果分析を行い、報告書を作成した上、県に提出すること。

(提出期限)

期間	提出期限
第1四半期（4月1日から6月30日まで）	令和4年7月20日

第2四半期（7月1日から9月30日まで）	令和4年10月20日
第3四半期（10月1日から12月31日まで）	令和5年1月20日
第4四半期（1月1日から3月31日まで）	実績報告書と同様

納品形式：第1～3四半期 データ 1部

第4四半期 紙媒体およびデータ 1部

② 各イベントの実施報告書

イベント実施終了後に当該イベントの効果検証を行い、報告書を作成の上、データにて県に提出すること。

提出期限：イベント終了後20日以内

納品形式：データ 1部

(4) 実績報告書

事業終了後に速やかに事業全体の効果検証を行い、実績報告書を作成の上、提出すること。

提出期限：事業終了後すみやかに提出すること。

納品形式：データおよび紙文書 1部ずつ

8 その他

- (1) 本事業の実施にあたって委託業務より生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (2) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価額が5万円以上の物品については県に帰属するものとし、本事業終了後は県に引き渡すこと。
- (3) 県が実施するフォローアップ調査に協力すること。
- (4) 県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携をはかることで、相乗効果を上げること。
- (5) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (6) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解した上で、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。
- (8) 事業の進捗、今後の方向性等を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。
また県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。